

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十二日

佐賀県知事 古 川 康

### 佐賀県条例第三十三号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和四十一年佐賀県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（東日本大震災に係る災害応急作業等手当の特例）

2 当分の間、職員が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するため、人事委員会規則で定める作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。

3 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき二万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）を超えてはならない。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、第三十一条の二第一項に規定する職員が東日本大震災に対処するため同項に規定する作業に引き続き五日以上従事した場合における災害応急作業等手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき二千五百二十円を超えないものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）附則第二項から第四項までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

2 この条例による改正前の佐賀県職員特殊勤務手当支給条例第三十一条の二の規定に基づき、この条例の施行の日の前日までに、平成二十三年三月十一日以後の期間に係るものとして、同条第一項に規定する職員で東日本大震災（同日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため同項に規定する作業に従事したものに支払われた災害応急作業等手当は、改正後の条例の規定による災害応急作業

等手当の内払とみなす。

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>(東日本大震災に係る災害応急作業等手当の特例)</p> <p>2 当分の間、職員が東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に対処するため、人事委員会規則で定める作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。</p> <p>3 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき二万円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)を超えてはならない。</p> <p>4 当分の間、第三十一条の二第一項に規定する職員が東日本大震災に対処するため同項に規定する作業に引き続き五日以上従事した場合における災害応急作業等手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき二千五百二十円を超えないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>(職業訓練指導手当の経過措置)</p> <p>2 昭和四十一年四月一日(以下「施行日」という。)の前日における改正前の規定による職業訓練指導職員の特殊勤務手当の額が、この条例の規定による職業訓練指導手当の額をこえることとなる者の施行日以降における当該手当の額については、第十六条第二項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する業務に引き続き従事する間は、施行日の前日における改正前の職業訓練指導職員の特殊勤務手当額をもつて改正後の手当の額とみなす。</p> <p>(社会福祉業務手当の経過措置)</p> <p>3 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(昭和四十年佐賀県条例第三十七号)附則第三項の規定による社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当を受けている者の施行日以降における社会福祉手当の額については、第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する業務に引き続き従事する間は、施行日の前日における改正前の社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当の額をもつて改正後の手当額とみなす。</p>